

令和5年度 茨城県高等学校等奨学生募集

当奨学資金は、単年度採用の方式をとっているため、昨年度貸与を受けていた方についても、本年度再度申請し、採用されないと貸与を受けることができません。
昨年度に引き続き貸与を希望される方は、忘れずに申請してください。

【対象者】保護者が茨城県内に在住し、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学する者
勉学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者（家計状況等を審査します。）

【申請期日】令和5年6月22日（木）教育委員会提出締切
（※学校を通して申請になります。学校の締切に注意してください。）

【申請手続】学校から募集要項等を受け取り学校に申し込んでください。
（様式は、下記ホームページからもダウンロードできます。）
※源泉徴収票（写）、確定申告書（写）等を添付する必要があります
ので、早めに準備してください。

区 分	月 額
国公立の高等学校・ 高等専門学校	自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円
私立の高等学校	自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円

※生徒本人の指定口座に振込（9月・11月・1月の3回予定）

【返 還】無利子
卒業後6月を経過したときから、20年以内で返還
（大学等に進学したとき等は、返還が一時猶予されます。）

※詳しいことは、学校の先生又は下記へお問合せください。
茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当
〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978-6
（電話）029-301-5245 / （e-mail）kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県教育委員会

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/>

茨城県高等学校等奨学資金：申請資格の確認について

◎次の申請資格の全ての項目を満たしている方が申請出来ます。
◎家計基準は、次の判定事例を参考に申請資格の有無を判定してください。

■申請資格

- 保護者が茨城県内に在住していること ○生徒が高等学校（茨城県外も可能）等に在学していること
- 家計基準を満たしていること ○勉学意欲があり高等学校等を確実に卒業できる見込みがあると学校長が認め推薦できること
- 茨城県育英奨学資金など茨城県の他の奨学金や日本学生支援機構の奨学金を借りていないこと

■家計基準の判定事例

＜事例1＞ 4人家族（父・母・高校生（本人）・中学生） ※家計の収入が「給与収入」の場合

- ① 世帯の収入額・・・父 2,300,000円、母 800,000円 ⇒ 合計 3,100,000円
- ② 収入基準額・・・4人世帯基準額（募集要項6頁）4,392,000円＋加算額（募集要項7頁）92,000円（教育扶助）＝4,484,000円
- ③ ①と②を比較し、①世帯の収入額が②収入基準額以内のため、「申請資格有」と判定

＜事例2＞ 2人家族（母・高校生（本人）） ※家計の収入が「給与以外の収入」の場合

- ① 世帯の収入額・・・母（自営業：必要経費を除いた所得金額）1,800,000円
- ② 収入基準額・・・2人世帯基準額（募集要項6頁）1,702,000円＋加算額（募集要項7頁）314,000円（母子加算）＝2,016,000円
- ③ ①と②を比較し、①世帯の収入額が②収入基準額以内のため、「申請資格有」と判定

※本奨学金は、1年ごとに申請が必要です。昨年度貸与を受けた人も継続して借りたい方は申請が必要ですので確認してください。